

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1083））
2. 日 時：平成30年6月27日 13時30分～16時55分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

植木主任安全審査官、津金主任安全審査官、村上主任安全審査官、田尻安全審査官、  
照井安全審査官、宇田川原子力規制専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント安全向上グループ 副長 他3名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木技術グループ 担当 他3名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震設計土木） 課長 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書及び溢水防護に係る施設の耐震性に関する説明書について説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書＞

- 水密扉について、内側から荷重がかかる場合の評価対象部位の選定の妥当性について整理して提示すること。
- 防護カバーについて、ラグの数を応力算出においてどのように考慮したのか整理して提示すること。

＜溢水防護に係る施設の耐震性に関する説明書＞

- 応力評価結果の追而としている部分について、提出予定時期を具体的に示すこと。
- ボルト類の応力評価結果における組合せの扱いについては、他の設備の耐震計算書と整合させた記載とすること。
- 循環水系隔離システムの計算書について、固有周期の算出方法を記載すること。
- 機能確認済加速度を求めるための正弦波加振試験としてどのような試験を行ったのかを確認した上で、記載を修正すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ V-2-10-2-7 貫通部止水処置の耐震性についての計算書
- ・ V-2-10-2-8-2 水密扉（溢水防護設備）の耐震性についての計算書
- ・ V-2-10-2-10 溢水拡大防止堰及び止水板の耐震性についての計算書
- ・ V-2-別添2-1 溢水防護に係る施設の耐震性についての計算書の方針
- ・ V-2-別添2-2 溢水源としない耐震B, Cクラス機器の耐震性についての計算書
- ・ V-2-別添2-5 循環水系隔離システムの耐震性についての計算書
- ・ V-2-別添2-6 防護カバーの耐震性についての計算書
- ・ V-2-10-2-11 管理区域外伝播防止堰の耐震性についての計算書
- ・ V-3-別添3-3 溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針
- ・ V-3-別添3-4-1 貫通部止水処置の強度計算書
- ・ V-3-別添3-4-2 水密扉の強度計算書
- ・ V-3-別添3-4-3 溢水拡大防止堰及び止水板の強度計算書
- ・ V-3-別添3-4-4 管理区域外伝播防止堰の強度計算書
- ・ V-3-別添3-4-5 防護カバーの強度計算書
- ・ V-3-別添3-4-6 逆流防止装置の強度計算書